

売買参加者の承認等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第25条、第26条及び京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第19条から第21条までに規定する売買参加者の承認等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(資格要件)

第2条 条例25条第3項第4号に規定する売買参加者に必要な知識、経験は、次のとおりとする。

- (1) 京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）における売買取引について必要な知識を有すること。
- (2) 申請時において、民法が定める成年であり、申請に係る事業を現在に至るまで引き続き3年以上営業し、かつ申請に係る取扱品目の部類に属する物品の販売又は加工等の業務について5年以上の経験を有すること。

2 売買参加者に必要な資力信用は次のとおりとする。

- (1) 純資産額が100万円以上であること。
- (2) 純資産の額の純資産及び負債の合計額に対する比率が10パーセント以上であること。ただし、申請者が個人である場合は、第5条第3項第3号に規定する財産目録を基に算出する。
- (3) 第一市場の円滑な業務運営を確保するため、売買取引に関する協定を締結し得る信用があること。
- (4) 申請者が第一市場関係事業者に対して、著しく遅延した支払債務を有していないこと。
- (5) 税法に基づく納税義務を遂行しているものであること。

3 規則第19条第3項第5号の規定による市長が別に定める基準は、申請に係る取扱品目の部類に属する物品の年間売上金額が3,000万円以上であることとする。

(必要な知識の認定)

第3条 条例25条第3項第4号に規定する売買参加者として必要な知識の認定は、面接その他の方法によって行うものとする。

(年間売上金額)

第4条 第2条第3項に規定する年間売上金額は、前年度の事業実績によるものとし、当該金額が税法に基づく所得税又は法人税の確定申告書及びこれに

関する付属書類の記載内容と同一の金額でなければならないものとする。

(申請書に添付する書類の内容)

第5条 規則第19条第2項に規定する申請書に添付する書類のうち、その他市長が特に必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書
- (2) 事業実績書
- (3) 税法に基づく確定申告書の控え
- (4) 納税証明書(府市民税)
- (5) 申請者(法人にあっては代表者)の写真(正面向き、上半身、無帽、名刺型)
- (6) 食品衛生法等に規定する営業許可又は営業届出の対象業種にあっては、営業許可を受け、又は営業届出をしたことを証明する書類

2 規則第20条第4項に規定する申請書に添付する書類のうち、その他市長が特に必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 税法に基づく確定申告書の控え
- (3) 納税証明書(府市民税)
- (4) 申請者(法人にあっては代表者)の写真(正面向き、上半身、無帽、名刺型)
- (5) 食品衛生法等に規定する営業許可又は営業届出の対象業種にあっては、営業許可を受け、又は営業届出をしたことを証明する書類

3 規則第19条及び第20条に規定する申請に係る様式は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 規則第19条に係る申請書兼誓約書 | 第1号様式 |
| (2) 規則第20条に係る申請書 | 第2号様式 |
| (3) 財産目録 | 第3号様式 |
| (4) 事業計画書 | 第4号様式 |
| (5) 事業実績書 | 第5号様式 |

(申請の受付)

第6条 条例第25条第1項及び規則第20条第3項に規定する申請に係る受付の公示は、第一市場内の掲示場への掲示その他適当な方法により行うものとする。

(承認の取消し等)

第7条 条例第26条に規定する売買参加者として必要な資力信用を有しなく

なつたと認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 買受代金の支払を怠つたことにより売買差止め処分を受け、その日から起算して1月以内に支払を完了しなかつたとき。
- (2) 買受代金の支払を怠つたことによる売買差止め処分が1年に3回に及んだとき。

(承認の期日)

第8条 売買参加者の承認は、当該申請を受け付けた日から起算して60日以内に行うものとする。

(その他)

第9条 売買参加者の承認等の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第 1 号様式

売買参加者承認申請書兼誓約書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
住所 (TEL —)	氏名又は名称及び代表者名

京都市中央卸売市場業務条例第 2 5 条第 1 項の規定により、売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
資本金又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
売買参加を行おうとする取扱品目の部類	京都市中央卸売市場第一市場 部
常時売買に参加する者の氏名及び住所	氏名
	住所
支 店 の 名 称 及 び 支 店 長 名	
支 店 の 所 在 地	
加 入 団 体 名	
誓 約 書 京都市中央卸売市場業務条例 ☐ 第 2 5 条第 3 項第 3 号及び第 6 号 ☐ 第 2 5 条第 3 項第 1 号から第 5 号まで（第 4 号を除く。） に 該 当 し な い こ と を 誓 約 し ま す。 注) 申請者が法人である場合 … 第 2 5 条第 3 項第 3 号及び第 6 号 申請者が個人である場合 … 第 2 5 条第 3 項第 1 号から第 5 号（第 4 号を除く。）	

- 備考 1 申請者が個人であるときは、資本又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないこと。
- 2 申請者が法人であって、支店として申請する場合に限り、支店の名称及び支店長名及び支店の所在地の欄を記入すること。
- 3 申請者が小売団体に加入している場合は、加入団体名の欄にその団体名を記入すること。

第 2 号様式

売買参加者承認の更新申請書兼誓約書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 部 売買参加者	
氏名又は名称 及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例施行規則第 2 0 条第 2 項の規定により、売買参加者の承認の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
引き続き卸売業者から 卸売を受けようとする 取 扱 品 目 の 部 類	京都市中央卸売市場第一市場 部
誓 約 書	
京都市中央卸売市場業務条例 ☐ 第 2 5 条第 3 項第 3 号及び第 6 号 ☐ 第 2 5 条第 3 項第 1 号から第 5 号まで（第 4 号を除く。） に 該 当 し な い こ と を 誓 約 し ま す 。	
注) 申請者が法人である場合 … 第 2 5 条第 3 項第 3 号及び第 6 号 申請者が個人である場合 … 第 2 5 条第 3 項第 1 号から第 5 号（第 4 号を除く。）	

財 産

目 録

氏名又は名称

年 月 日現在

資 産			負 債		
科 目	内 訳	金 額 (千円)	科 目	内 訳	金 額 (千円)
現 金 ・ 預 金 (当座・定期・積立・普通・その他)	金融期間・種類・金額(千円)		買 掛 金	相手先・金額(千円)	
売 掛 金	相手先・金額(千円)		支 払 手 形	支払先・金額(千円)	
受 取 手 形	振出人・金額(千円)		借 入 金	借入先名・期間・金額(千円)	
商 品 (原材料等貯蔵品を含む)	主要な品目名		そ の 他 債 務	科目名・金額(千円)	
有価証券及び出資金	銘柄・数量・金額(千円)		負 債 合 計 (B)		
土 地	所在地・面積(m ²)		純 資 産 額	(A) - (B)	
建 物 及 び 構 築 物	所在地・構造・構築面積(m ²)				
車 両 運 搬 具	車種・台数				
什 器 備 品					
そ の 他 債 権 ・ 資 産	科目名・金額(千円)				
資 産 合 計 (A)					

[参考事項]

1 主要取引金融機関名
2 手形裏書義務額
3 保証義務額

千円
千円

事業計画書

年 月 日

氏名又は名称

事 項	当 年 度 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕		次 年 度 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕	
純 資 産 額	千円		千円	
役 員 数	人		人	
従 業 員 数 (うち家族従業員数)	人(人)		人(人)	
売上金額(構成比)	千円	100%	千円	100%
青 果				
水 産				
その他食料品				
仕入金額(構成比)	千円	100%	千円	100%
青 果				
(うち京都市場の卸売会社)	()		()	
水 産				
(うち京都市場の卸売会社)	()		()	
そ の 他				
売 上 利 益	千円		千円	
営 業 費 用	千円		千円	
当 期 利 益	千円		千円	

(記載上の注意)

- 1 当年度には、申請の日までの実績に申請の日以後の年度内の計画を加えたものを記入すること。
- 2 純資産額の欄には、資産の額の合計から負債の額の合計額を控除した金額を記入すること。